

教職課程（学部）

1 本学で取得できる教員免許状の種類と免許教科

本学で取得できる免許状の種類及び免許教科は次の表のとおりです。免許状の種類は、中学校教諭1種免許状及び高等学校教諭1種免許状が取得できます。免許教科は「社会」「地理歴史」「公民」「情報」が取得できます。学科ごとに取得できる免許状が決まっていますので、所属する学科の免許状を取得してください。また、免許状を取得する場合は、中学校と高等学校の両免許状の取得を目指してください。

高等学校教諭1種免許状（情報）を取得する場合は、情報の免許状と併せて2免許以上取得するようにしてください。

1. 1 人間社会学部

学 部	学 科	免許状の種類と免許教科	
人間社会学部	情報社会学科	中 学 校 教 諭	1 種 免 許 状 (社 会)
		高 等 学 校 教 諭	1 種 免 許 状 (地理歴史)
		高 等 学 校 教 諭	1 種 免 許 状 (公 民)
		高 等 学 校 教 諭	1 種 免 許 状 (情 報)
	心 理 学 科	高 等 学 校 教 諭	1 種 免 許 状 (公 民)

2 教職課程の登録方法

2. 1 在学生

教員免許状を取得するためには、教職課程登録料を納入し本学の教職課程に登録しなければなりません。教職課程に登録を行った者は、教職課程の科目である人間社会学部規程別表IIの「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の各教科の指導法の科目を履修することができます。

教職課程の登録は2年次までに行ってください。3年次以降の登録では、教育実習を行うための要件である、教育実習Ⅱ、教育実習Ⅲ及び教職実践演習を除く「教育の基礎的理解に関する科目等」の科目及び「教科及び教科の指導法に関する科目」の各教科の指導法の科目を3年次までに修得することが難しく、4年次に行う「教育実習」ができない可能性があります。

教職課程に登録した者は、毎年前期（4月）・後期（9月）に実施する学年別の「教職ガイダンス」に参加しなければなりません。

（1）教職ガイダンス（必須）

毎年前期（4月）・後期（9月）に学年別の「教職ガイダンス」を実施します。教員免許状取得のための重要な説明を行いますので欠席は認めません。

やむを得ない理由により出席できない場合には、事前に教務課教職課程まで連絡してください。

(2) 教職課程の登録方法

教職課程に初めて登録する時は、「教職課程履修者登録票」と一緒に、教職課程登録料（郵便局の「払込取扱票の受領証」）を教職ガイダンスで提示する期限までに教務課教職課程へ提出してください。

1) 「教職課程履修者登録票」の提出

教職ガイダンス時に配布する「教職課程履修者登録票」の必要事項を全て記入し、写真1枚を貼付してください。

2) 「教職課程登録料」の納入

教職課程登録料は、30,000円です。郵便局の「払込取扱票」にて納入してください。
なお、いったん納入された教職課程登録料は、返還しません。

(3) 教職課程からの連絡

教職課程からの連絡は、「26号館前の掲示板」及び「30号館1階掲示板」を通じて行います。毎日必ず、教職課程の掲示板を確認してください。

2. 2 編入学生

他大学から本学の学部に編入学をした学生が教員免許状を取得するためには、前項のとおり学部在学生と同様に教職課程に登録しなければなりません。

単位修得方法などの詳細については、前期（4月）・後期（9月）に実施する学年別の教職ガイダンスに必ず出席し確認してください。ただし、編入学前に籍を置いていた「大学または短大以外の学校（高等専門学校・専門学校）」で修得した単位は、教員免許状取得の単位として使用できませんので、再度修得しなおす必要があります。履修登録の前に、必ず教務課教職課程で確認してください。

2. 3 教職課程科目等履修生

教職課程科目等履修生は、本学の「履修要項」、「教職課程科目等履修生規程」等の定めに従い、学部在学生と同様に教職課程に登録しなければなりません。

単位修得方法などの詳細については、前期（4月）・後期（9月）に実施する教職課程教職ガイダンスに必ず出席し確認してください。

修得する単位については、出願する前に都道府県教育委員会で確認してください。「教育実習」及び「教職実践演習」の履修は、本学の卒業生に限ります。

次年度に継続して教職課程科目等履修生を志望する場合は、改めて出願手続きをする必要があります。但し、入学が許可された場合は入学料及び教職課程登録料が免除されます。

詳細については、「教職課程科目等履修生規程」で確認してください。

3 教員免許状取得に必要な単位の修得方法

本学で中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状を取得するためには、前項の「2 教職課程の登録方法」に記載している手続きの他に、次の表のとおり基礎資格を有し、教員免許状取得に必要な単位の修得が必要となります。

また、中学校教諭1種免許状の取得を希望する者は、「小学校及び中学校的教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」(平成9年度法律第90号)により、社会福祉施設等における7日間以上の介護等体験を行う必要があります。

教職課程に登録をした者は、教職課程に登録した1年目から免許状取得までの学生個人の学習状況を記録した「履修カルテ」を作成しなければなりません。この「履修カルテ」は、教育実習終了後4年次後期に履修する「教職実践演習」の授業で使用します。

3. 1 教員免許状取得に必要な最低修得単位数及び最低修得単位の内訳

免許状の種類	基礎資格	最低修得単位数	最低修得単位数の内訳				介護等体験
			教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	免許法施行規則第66条の6に定める科目	
中学校教諭 1種免許状 (各教科)	学士の学位を有すること	67単位	28単位	27単位	4単位	8単位	小学校又は中学校の免許状を取得するためには社会福祉施設等における7日間以上の介護等体験が必要
高等学校教諭 1種免許状 (各教科)	学士の学位を有すること	67単位	24単位	23単位	12単位	8単位	

3. 2 教員免許状取得に必要な最低修得単位数の内訳詳細

(1) 基礎資格

「基礎資格（学士の学位を有すること）」は、本学の人間社会学部を卒業することで充足されます。

(2) 教科及び教科の指導法に関する科目（中学校28単位・高等学校24単位修得）

「教科及び教科の指導法に関する科目」の修得単位は、人間社会学部規程別表IIの各学科で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」から、教員免許状取得のための必修科目を含め、中学校教諭1種免許状は28単位、高等学校教諭1種免許状は24単位修得しなければなりません。修得する単位数（中学校28単位、高等学校24単位）以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができます。また、「各教科の指導法」で修得した単位は、進級・卒業要件に含まれません。1年間に履修できる単位数の上限に含まれません。

1) 中学校教諭1種免許状（社会）を取得する場合の「各教科の指導法」の履修について

中学校教諭1種免許状（社会）を取得する場合の「各教科の指導法」の履修について、「社会科・地歴科教育法I・II」及び「社会科・公民科教育法I・II」は選択必修科目です。いずれかの科目を選択履修してください。

(3) 教育の基礎的理 解に関する科目等（中学校27単位・高等学校23単位修得）

「教育の基礎的理 解に関する科目等」の修得単位は、人間社会学部規程別表IIの「教育の基礎的理 解に関する科目等」から、中学校教諭1種免許状は27単位、高等学校教諭1種免許状は23単位修得しなければなりません。

「教育の基礎的理 解に関する科目等」の科目は、教職に就くうえで必要な教育理念や教育方法などを学び研究する科目です。科目には、教育実習が含まれます。教育実習を行うために、次の1)～3)に注意してください。

また、「教育の基礎的理 解に関する科目等」で修得した単位は、進級・卒業要件に含まれません。1年間に履修できる単位数の上限に含まれません。

1) 教育実習を行うための要件について

教育実習を行うためには、人間社会学部規程別表IIの「教科及び教科の指導法に関する科目」の各教科の指導法及び教育実習II、教育実習III及び教職実践演習を除く「教育の基礎的理 解に関する科目等」の科目を3年次までに修得しなければなりません。

2) 選択必修科目「教育実習II」「教育実習III」の履修について

選択必修科目「教育実習II」・「教育実習III」の履修について、「教育実習II」は高等学校1種免許状のみを取得する者が履修します。「教育実習III」は中学校教諭1種免許状のみを取得する者または中学校・高等学校教諭1種免許状の両方を取得する者が履修します。

3) 教育実習に係る費用について

教育実習に係る交通費や教育実習教材費等の費用については、個人負担となります。特に実習校から教育実習教材費として10,000円から15,000円を徴収される場合があります。

(4) 大学が独自に設定する科目（中学校4単位・高等学校12単位修得）

「大学が独自に設定する科目」の修得単位は、人間社会学部規程別表IIの「大学が独自に設定する科目」から、中学校教諭1種免許状は4単位、高等学校教諭1種免許状は12単位修得しなければなりません。ただし、各学科で定める「教科及び教科の指導法に関する科目」で修得する単位数（中学校27単位、高等学校23単位）以上修得した単位は、「大学が独自に設定する科目」の単位として充てることができます。

「教育と社会」・「ボランティアの研究」の科目は、1年間に履修できる単位数の上限に含まれます。修得した単位は、進級・卒業要件に含まれます。

「メディア教育論」・「学習指導I」・「学習指導II」・「道徳教育の理論と方法」の科目は、1年間に履修できる単位数の上限に含まれません。修得した単位は、進級・卒業要件に含まれません。

(5) 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（8単位修得）

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」の修得単位は、人間社会学部規程別表IIの各学科で定める「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」から、8単位修得しなければなりません。「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」で修得した単位は、卒業に必要な単位に含めることができます。

(6) 介護等体験（中学校教諭免許状取得希望者のみ）

中学校教諭1種免許状の取得を希望する者は、「小学校及び中学校的教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」（平成9年度法律第90号）により、社会福祉施設等における7日間以上の介護等体験が義務付けられています。中学校教諭免許状を取得する上の必須要件です。

4 履修カルテの作成（必須）について

「履修カルテ」は、教員になる上で自己にとって何が課題であるのかを自覚し、必要に応じて不足している知識や技能等を補い更なる向上を目指すことを目的に、教職課程に登録をした1年目から免許状取得までの学生個人の学習状況を記録するために作成します。この「履修カルテ」は、教育実習終了後4年次後期に履修する「教職実践演習」の授業で使用します。

履修カルテは、「Web版」と「紙版」の双方で作成します。

5 教職課程の離脱について

教職課程を離脱する場合は「教職課程離脱届」を教務課教職課程へ提出し、教職課程担当教員と面談を行わなければなりません。届出用紙は教務課教職課程にあります。

6 教員免許状の申請

教員免許状の授与申請には、一括申請と個人申請があります。

教員免許状は、教育職員免許法第5条第2項により、各都道府県教育委員会が授与するものです。したがって教育職員免許法に定める単位を修得した者は、原則的には個人が住居する都道府県教育委員会に免許状授与願の申請をすることによって教員免許状を取得することができます。

本学では、教員免許状取得に必要なすべての単位を修得している（見込みも含む）学生の便宜を図るために、一定の要件を満たす者について大学が一括して埼玉県教育委員会に申請を行います。詳細については教員免許状一括申請説明会で説明いたします。また、卒業式終了後に開催する教員免許状授与式で免許状を授与します。

7 教員採用試験

教員採用試験は3月中旬から願書の配布が行われます。各都道府県の教育委員会に問い合わせて、願書を入手してください。

教育実習生が公立学校の場合、教員採用試験の受験が教育実習受け入れの条件となっている場合が多いので、願書の提出締め切りは必ず確認してください。教員採用試験の受験案内は、公立学校の場合、各都道府県のホームページで確認することができます。

8 模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップ

模擬試験・教職学生ボランティア・学校インターンシップを実施する場合は、教職ガイダンス及び教職課程掲示板でお知らせします。教務課教職課程で申し込みの手続きをしてください。

教員志望の学生は、早期の教員採用試験対策が必要不可欠です。積極的に参加してください。

9 教職センターの利用（相談・支援）

教職センターでは、教員を目指している学生のために、教職関係の履修指導、教職相談、教職学生ボランティア等への参加、教員採用試験対策など教員になるための支援・相談を行っています。設置場所は26号館2階「教職センター室」、利用時間は月曜日～金曜日 11：00～16：10（担当が授業等でない場合があります。）